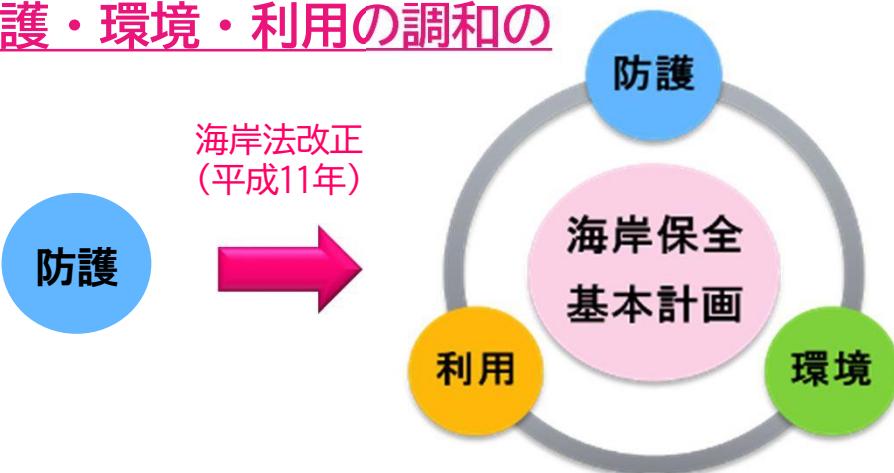


海岸保全基本計画の概要

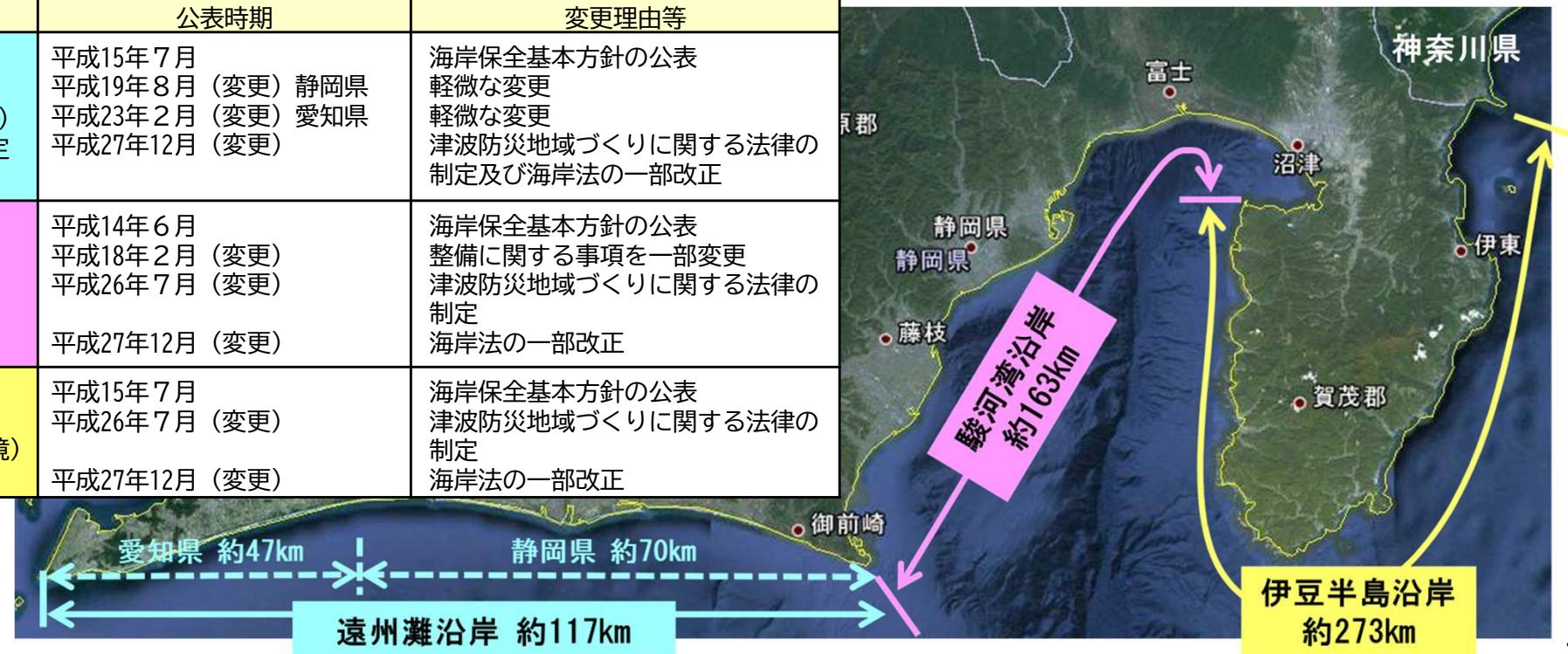
平成11年の海岸法改正で創設されたもので、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸ごとに都道府県知事が策定すべき “防護・環境・利用の調和のとれた海岸管理を行うための計画”

- 防護 ○ 災害からの海岸の防護
- 環境 ○ 海岸環境の整備及び保全
- 利用 ○ 海岸における公衆の適正な利用の確保



■これまでの経緯

沿岸名	公表時期	変更理由等
遠州灘沿岸 (伊良湖岬～御前崎) ※愛知県と共同策定	平成15年7月 平成19年8月（変更）静岡県 平成23年2月（変更）愛知県 平成27年12月（変更）	海岸保全基本方針の公表 軽微な変更 軽微な変更 津波防災地域づくりに関する法律の制定及び海岸法の一部改正
駿河湾沿岸 (御前崎～大瀬崎)	平成14年6月 平成18年2月（変更） 平成26年7月（変更） 平成27年12月（変更）	海岸保全基本方針の公表 整備に関する事項を一部変更 津波防災地域づくりに関する法律の制定 海岸法の一部改正
伊豆半島沿岸 (大瀬崎～神奈川県境)	平成15年7月 平成26年7月（変更） 平成27年12月（変更）	海岸保全基本方針の公表 津波防災地域づくりに関する法律の制定 海岸法の一部改正



写真：Google earth

海岸保全基本計画の記載事項と今回の変更（3沿岸共通）

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言(R2.7)、気候変動を踏まえた「海岸保全基本方針」(R2.11)、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の改正(R3.7)、気候変動を踏まえた計画外力の設定方法に関する技術的助言(R3.8)等に基づき、**気候変動を踏まえた「海岸保全基本計画」に変更する。**

